

# 第 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年1月4日(月)

開会 午後3時30分

閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 9番 松本 健一郎

16番 山口 光壽

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

伊万里市長

7. 付議事項

議案 第1号	農地法第5条の申請について	( 5件)
議案 第2号	農地法第4条の申請について	( 4件)
議案 第3号	農地法第3条の申請について	( 6件)
議案 第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 18件) (農地中間管理事業 13件)	
議案 第5号	農用地利用配分計画の承認について	( 16件)

8. 報告事項

報告 第1号	農地法第18条6項通知の受理について	( 7件)
報告 第2号	農地の形質変更届出について	( 1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																											
議長	<p>それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は9番 松本健一郎委員、16番 山口光壽委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>利用権設定</td> <td>通年</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td></td> <td>13件</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>16件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第1号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>報告第2号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第1号	農地法第5条の申請について	5件	議案第2号	農地法第4条の申請について	4件	議案第3号	農地法第3条の申請について	6件	議案第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	<table border="0"> <tr> <td>利用権設定</td> <td>通年</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td></td> <td>13件</td> </tr> </table>	利用権設定	通年	18件	農地中間管理事業		13件	議案第5号	農用地利用配分計画の承認について	16件	報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	7件	報告第2号	農地の形質変更届出について	2件
議案第1号	農地法第5条の申請について	5件																										
議案第2号	農地法第4条の申請について	4件																										
議案第3号	農地法第3条の申請について	6件																										
議案第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	<table border="0"> <tr> <td>利用権設定</td> <td>通年</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業</td> <td></td> <td>13件</td> </tr> </table>	利用権設定	通年	18件	農地中間管理事業		13件																				
利用権設定	通年	18件																										
農地中間管理事業		13件																										
議案第5号	農用地利用配分計画の承認について	16件																										
報告第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	7件																										
報告第2号	農地の形質変更届出について	2件																										
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																											
事務局	議案第1号 農地法第5条の申請の申請5件について御説明します。																											

事務局	<p>議案の1ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、雨水排水計画図が4ページになります。</p> <p>申請地は、立花町西円蔵寺地区です。</p> <p>借受人が、工事中道路を建設するための一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図、平面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>譲受人が、介護施設の増設をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が</p>
-----	---

事務局	<p>10ページ、断面図が11ページになります。</p> <p>申請地は、脇田町です。</p> <p>譲受人が、住宅用の土地分譲地を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、4番になります。</p> <p>図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図が14ページ、断面図が15～16ページになります。</p> <p>申請地は、二里町内の馬場地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、5番になります。</p> <p>図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図が19ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町畑津地区です。</p>
-----	---

事務局	<p>譲受人が、消防車格納庫建設及び防火水槽設置をするための申請です。</p> <p>なお、この案件については、譲受人が既に消防車格納庫及び防火水槽を建設し、利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第1号農地法第5条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>住宅を建設するための一時転用になります。用途地域でありまして、周辺農地にも特に問題ない所ですので、ご審議よろしく願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>

7 番委員	<p>この案件については、市役所の下場所ですが元の建設会社があった所です。すでに建設会社の事務所は解体されて、今新たに〇〇という名前で〇〇さんが施設を作っていらっしゃいます。図面の5ページの白い部分が建設会社があった頃に残っていた倉庫ですが、もっと大きい倉庫です。この倉庫を解体してフェンスがある木のフェンスを越えて畑の方まで合わせて新たに施設を増設するという案件でございました。ご覧のように、住宅密集地で特別問題がありませんし、区長、生産組合長さんの捺印もございましたので、私も許可をした所であります。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特にないようなので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>案内図は8ページになっております。脇田の交差点の方から北の方に約200m行った所に高校のグラウンドがありますけども、そのすぐ側になります。12月8日に〇〇建設の〇〇さんがお見えになりまして概要説明を聞きまして、12月9日にまたお見えになりまして、区長さん、生産組合長さんの印をもらいましたので、農業委員さんの印鑑もという事で見えまして、少し待つて下さいと止めまして12月12日に区長さんと〇〇さんと立会いをしまして現地確認という事で帰って頂き、再度確認の打ち合わせという事で当日、区長、〇〇建設の方からと、土地調査士さんがお見えになりまして立会いの元に行いました。実は、図面の9ページの中央の方に水と書いてありまして、こちらの方は登りの側溝でございまして、ここが年々削られまして、現状では今この側溝がございません。それから南側に水という所がありまして、そ</p>

	<p>この里道がありますがこちらの方も削り込みがありまして非常に狭くなっております。区長さんとお話しをしまして、1メートル30センチは取ってくださいという事で〇〇さんの方をお願いした所であります。それで了解をして頂いております。</p> <p>11ページの下の方に水が落ちるようになっていますが、こちらは高校の水になっておりまして、ゆくゆく開発されて土砂も入った場合ですね、ここの開発区域の方で土砂を上げないといけませんよとお話ししまして、東の方に水と書いてありますが、こちらの方に落としてくださいと言っております。再度、地籍調査の杭を落としてくださいと、その確認を後で致しめしと。それが済んだ時点で私も捺印した所であります。よろしくお願ひ致します。</p>
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。
16番委員	開発する場合ですね。県道からの取り付け、入口の場合、隅切りを付けています。それと4メートル道路の場合は一番奥に以前はUターン場所を設置しないとイケなかったはずですが。図面に書いてないので。
担当委員	中の方の道路は6m道路です。
16番委員	以前はUターン出来たらよかったですUターン出来なければ許可がおりなかったです。
担当委員	それは出来ると思いますよ。それと、3000㎡当たりなりますので、入口の方は民家があります。土地開発協議の方で必要であれば隣接者の同意を取りますとの事でした。



16 番委員	隅切りの方はどうですか。
事務局	隅切りの件については、〇〇さんからのお話しは聞いていません。必要であれば開発協議の時に話が出るのではないかと。
担当委員	入口の方は里道と私道と一緒に使っているから、境界等の問題もあるので、確認してもらうように話をしています。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> 続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。
2 番委員	ここは、〇〇さんの方からデイサービスを始めるようになって駐車場が手狭になり、埋まっているのでと相談がありましたので、〇〇さんに相談をした所、いいとの事だったので隣接者にもお話しをした所、道に止められるよりいいとの事で快く承諾して頂きました。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので私も認めました。ご審議の方宜しくお願いします。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。
15 番委員	案内図は17ページとなっております。波多津町畑津の国道204号線の畑津公民館の敷地です。10月に区長さんがお見えになって説明を聞いております。現在、公民館の側に消防格納庫と地下の貯水槽が出来ております。これは、以前、地権者の〇〇さんの土地を区で買い取って使っていたという事でした。事務手続きが出来ていなかったため、今回、新しい区長さんになり田んぼの名義を宅地に変えたいとの要望でした。公民館のすぐ隣でござい

15 番委員	ますので、一部駐車場、一部通路も入っておりますので始末書まで付けて頂いておりますのでご審議お願いします。
議長	<p>5 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 1 号 農地法第 5 条の申請 5 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号 農地法第 4 条の申請 4 件について御説明します。</p> <p>議案の 3 ページ、1 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 20 ページ、字図が 21 ページ、土地利用計画図が 22 ページ、平面図が 23 ページになります。</p> <p>事務局 申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>申請人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 3 ページ、2 番になります。</p> <p>図面は、案内図 24 ページ、字図が 25 ページ、土地利用計画図</p>

が26ページになります。

申請地は、大川町川西地区です。

申請人が、宅地の拡張するための申請です。

なお、この案件については、申請人が既に宅地拡張し、利用していたことについて始末書が添付されております。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、3番になります。

図面は、案内図27ページ、字図が28ページになります。

申請地は、東山代町大久保地区です。

申請人が、一部、植林をするための申請です。

なお、この案件については、申請人が既に植林をしていたことについて始末書が添付されております。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の

	<p>他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、4番になります。</p> <p>図面は、案内図29ページ、字図が30ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町長尾地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の申請については以上4件です。</p>
議長	それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。
16番委員	今までは、右の所にため池がありまして、そのもう一つ上に自宅がありましたけれど、自宅がだいぶ古くなって今まで住んでいらっしやった所を〇〇さんが山と一緒に買われたので、その費用でため池の下の田んぼを埋めて住宅の建設の計画をされております。隣接者、生産組合長、区長の承諾がありましたので、私も承諾いたしました。
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。
12番委員	これは、大川町川西の龍神という所の〇〇さんの所です。宅地拡張する為と書いてありますが、7、8年前ぐらいに自宅を新築されてましてその時、横の方に洗濯物干場また通路と自分の畑だったのでバラスを広げて宅地のようになっております。それで、始末書を添付されております。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。
18番委員	これは〇〇さん、福岡という事になっておりますが自宅が大久保でございますので、自宅の方の土地でございます。植林をする為という事ですが、始末書が付けてありますように何本か植えてあり、後は大きくなっておりますし、周りも宅地や山となっておりますので、よかったのではないかと思います。生産組合長さん、区長さんの認印がありましたので、私も押しております。審議の方宜しくをお願いします。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして、4番について自分の方から説明をさせていただきます。この申請人の年齢が81ぐらいになられます。正直、後見者がおられません。その関係でそろそろという事で植林したいとご相談に見えた訳です。特に問題ないと思っています。 4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第2号農地法第4条の申請4件について

議長	<p>承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第3条の申請6件について説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>1番から6番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>2番については許可後の経営面積が4,105.61㎡であり伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、現況が一枚になっている土地を隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請です。</p> <p>5番についても、許可後の経営面積が1,557㎡であり伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、譲受人の土地に行くためには譲渡人の土地を通る必要があるため、隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請です。</p> <p>2件とも「本権利の設定または移転は、その位置、面積、経常等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地等を現に耕作に供しているものが権利を取得するものである。」に該当し、下限面積要件の例外に該当します。</p> <p>その他の案件については、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面</p>

事務局	<p>積要件、地域との調和要件を満たしております。 農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第3号農地法第3条の申請6件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年18件について、御説明します。議案の5～6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が10名、貸付人が18名で、面積は、田が61,872㎡、畑が2,525㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～17ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上18件です。</p>
議長	<p>議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年18件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基</p>

議長	<p>盤強化促進事業]の利用権設定の通年18件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案は18～19ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を20～26ページに掲げております。</p> <p>次の議案に出てくる分の利用権設定分となります。貸付人が13名、面積が43,128㎡を農地中間管理機構農業公社へ農地を貸し出される利用権設定となっております。</p> <p>各明細につきましては、明細書の通りでございます。</p> <p>農地中間管理事業からは以上13件となっております。</p>
議長	<p>農地中間管理事業13件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
3番委員	<p>管理機構で賃貸の賃借料を正すこともできるのですか。</p>
事務局	<p>昨年11月から、なかなか事業が進まないという事で公社とお話しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあっております。</p>
議長	<p>この件について補足させていただきます。</p> <p>以前お話ししていましたが、黒川町の真手野集落に茶畑開発が昭和53年、54年ぐらいに出来た茶畑なんですですが、価格低迷の関係で、自分達の集落の方々、この貸しての方が離れていきまして、日南郷の〇〇さんと〇〇さんで積む時期が1月中旬からですので、作ってもいいよという事で中間管理事業の事業も入りましたので、お願いしてみようかという事で、何回か公民館に集まって頂き、やっところこういう方向になってまいりました。先ほど副会長の方から中間管理事業の利用権設定で農業委員会事務局の担</p>



議長	<p>当者の方が農業公社と係長が言われたように何回か打ち合わせされて、こういう場合もいいですよと言われ今回こうなったそうです。</p> <p>その他にないでしょうか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業については申出のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は27ページ～29ページになります。</p> <p>先ほど利用権設定の公社への貸付のご紹介頂きましたけれど、次につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積配分計画作成について、同法第19条3項の規定により伊万里市長から承認を求められたのでこの案を提出しております。</p> <p>議案28ページから29ページに明細書を掲げております。農業公社から借受人4名に対する転貸という形での利用配分計画となっております。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上16件です。</p>
議長	<p>議案第5号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p>
7番委員	<p>ここの10a当りの賃料が一つの使用貸借を除くと、すべて1万円となっておりますが、1万円というのは、どこかで定められているのですか。</p>

議長	日南郷の2名の茶畑を作ってもらっている方と貸しての持ち主さんが金額を合わせた方がいいと話し合い、1万円と掲載しています。
7番委員	これは、野菜も1万円となっておりますが、前例として今から先も1万円のなりがちじゃないのですか。
議長	黒川町の真手野がたまたまこれになったという事です。その他の農地中間管理事業を利用される場合は、区域でされる時は地主さんと借主さんとの話しになると思います。始めは、開発園で償還はすべて終わっていますが、降霜ファン、霜よけのファンですねこれを全部つけている地域なんですね。なので、あまり安くないかと思いましたが反対に、お茶の価格が最近上がりませんね。畑としてはいい畑で、乗用の機械で1番茶でも2番茶でも刈られる茶畑ですので、結果的のこうなっていました。〇〇さんと〇〇さんが作らないのなら、自分たちのこの畑がどうなったかなと心配されました。
7番委員	お茶はそのまま作られるでしょうけど、中に野菜とありますよね。お茶を一回抜いてしまわれたのですか。
議長	はい。本人が全部ユンボで引き抜いてキャベツや玉ねぎなどを作っている人もいて、人のを借りてかぼちゃとサラダ玉ねぎを作っております。干ばつの時も消毒の時の水は確保されております。最終的に先月の12月14日に真手野公民館に来ていただいて、農業公社から3名、農業振興課から担当の方1名と農業委員会の事務局からも2名、地主さんにも皆さん来ていただいております。その時に茶畑の開発園の労働、年間の維持管理などの方向付けをしていた方がいいだろうと話しをしています。地主の作り手が少なくなるので、地主が自分は知らないと言われると、後の管理が

<p>議長</p>	<p>できないので、障り木なんかも、地主関係がすべて集まり、全体的に草払いや障り木は作っている方にも来ていただく事もありますが、自分達の集落でやっていこうという事で決めております。開発畑の切り取り面なんかの障り木については、地主さんと作り手で話し合いをし、3年に一回か5年に一回か時間がある時にしましょうとなりました。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第5号農用地利用配分計画の承認を戴きました。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号農地法第18条第6項通知の受理7件について御説明します。</p> <p>議案は30ページを御覧ください。</p> <p>1番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>2番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>3番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>4番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。</p>

事務局	<p>解約後は別の方に貸借される予定で、利用権設定を上程しております。</p> <p>議案は31ページを御覧ください。 5番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は別の方に売買される予定です。</p> <p>6番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は中間管理事業を利用し、別の方に貸借される予定で、今回上程しております。</p> <p>7番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は中間管理事業を利用し、別の方に貸借される予定で、今回上程しております。</p> <p>報告第1号については以上7件です。</p>
議長	<p>報告第1号農地法第18条第6項通知の受理7件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、報告第2号農地の形質変更届2件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号農地の形質変更届出2件について説明します。</p> <p>議案の32ページの1番になります。</p> <p>図面は、案内図が31ページ、字図が32ページ、平面図が33ページ、断面図が34ページになります。</p> <p>申請地は南波多町府招上地区です。</p> <p>こちらは土地の地形が歪なことから工事発生土により嵩上げし農地の整形を行い効率的な利用をするための届出です。</p>

事務局	<p>続きまして2番になります。</p> <p>図面は、案内図が35ページ、字図が36ページ、平面図が37ページ、断面図が38ページになります。</p> <p>申請地は大坪町永山地区です。</p> <p>こちらは宅地と同じ高さまで嵩上げし、利便性を高め、畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第2号については以上2件です</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>この件につきましては、私の地区で西九州道路のインターの工事があっております。それに通じる府招・藤ノ川内線の路線変更の工事があっておりまして、そこで出る残土をこの地区の農地に埋めるという説明がっております。</p> <p>生産組合長さん、区長さんの印鑑もありましたので、私も押しております。</p>
議長	<p>1番について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>35ページの案内図を見て下さい。申請箇所の上の〇〇とあります。自宅が、西九州道にひっかかりまして、今回の届出箇所の横この前、転用許可を受けられましたが、それに伴いまして、その横の畑の方も宅地と同じ高さにして、畑として作りやすくしたいと、届け出がなされました。以上です。</p>
議長	<p>2番について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第1回農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>